

津市新最終処分場等施設整備事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

(総括的事項)

- 1 本事業は、水道水源の上流域に最終処分場を設置する事業であることから、水質等に十分な配慮を行ったうえで、環境保全措置を実施するとともに、事業者自らが事業の詳細及び事後調査の結果等を公表し、周辺住民等の安全、安心の確保に努めること。
- 2 本事業では、最終処分場に漏水検知システムを採用することになっているが、安全のために、浸出水の漏洩が確認された場合の対応策等、万が一の事態に迅速に対応できるようにするためのマニュアル等について整備しておくこと。
- 3 最終処分場では、埋め立て終了後においても、廃棄物が安定化するまで排水処理施設の維持管理を行う必要があり、また、その他防災調整池等の施設全体についても管理を徹底すること。

(個別的事項)

- 1 悪臭
 - 供用時の悪臭について、臭気を監視するための体制を整えること。なお、臭気の監視は、周辺環境への影響が最大となる時期と時間帯を考慮し、実施すること。
- 2 騒音、振動、低周波音
 - (1) 事業実施区域周辺は一般車両の走行が少ない地域であり、工事用車両の走行による騒音及び振動の環境への影響が懸念されることから、工事用車両の運行の分散等、可能な限り騒音、振動の影響の低減に努めること。
 - (2) 発破作業に伴う騒音及び振動の影響を評価するにあたっては、適切な目標値を設定し、予測結果が目標値を超過する場合には、環境保全措置を実施すること。
 - (3) 埋め立て作業及び施設の稼動に伴う騒音対策として、被覆施設を設置し、低減を図る計画になっているが、被覆方法や材質等を明らかにしたうえで、その効果を定量的に示すこと。
 - (4) 低周波音については、最新の知見に基づいて、再度、予測、評価を実施すること。
- 3 水質
 - (1) 濁水の予測に用いる降雨強度が、現地の調査結果の降雨強度よりも小さいことから、現地の調査結果に基づく数値を使用し、再度、予測、評価を実施すること。
 - (2) 工事の実施に伴う濁水等の評価については、放流先河川の水生生物に与える影響を考慮し、目標値として水産用水基準を用いることを検討すること。

4 地下水

事業実施区域周辺には、民間による井戸の利用があることから、事業実施区域と民間井戸の間の表流水、地下水の流動形態を明らかにするとともに、事後調査で、事業の実施に伴う影響についても確認すること。

5 地形及び地質

活断層の土地の安定性に及ぼす影響について、予測、評価が行われていないことから、ボーリング調査及び現地踏査等の既存の調査結果を用いて、再度、予測、評価を実施すること。

6 植物、動物、生態系

- (1) 植物の重要種の移植にあたっては、他事業の事例や文献等を調査し、生育地と移植先の環境を十分に把握したうえで、適切な移植先を選定して実施すること。
- (2) 準備書には、郷土種により緑化を行うと記載されているが、用いる樹種については可能な限り三重県産とし、また、産地を明らかにすること。なお、緑化に用いる樹種の一部に、スギ、ヒノキが計画されているが、自然環境やレクリエーションの場としての観点から、それらの樹種についても、再度、検討すること。
- (3) シカの食害による緑化後の植物への影響が懸念されることから、食害防止対策を実施すること。
- (4) 住民意見の中に、準備書に記載されていない植物の重要種の確認の報告があることから、この事実を確認したうえで、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
- (5) 照明設備の設置に伴い、ライトトラップ法で確認された昆虫類に影響が及ばないように環境保全措置を実施すること。
- (6) 動物の重要種の移動を検討する場合には、移動先の適地の選定または生息環境の整備に時間を要することから、早急に事業実施区域周辺における重要種の生息状況について確認すること。また、動物の重要種を移動させる場合には、事後調査で、その生息状況について確認すること。
- (7) クマタカについては、繁殖状況だけでなく採餌状況についても確認し、事業の実施に伴う餌の減少等による影響を評価したうえで、適切な環境保全措置を講ずること。また、事後調査においても、繁殖状況だけでなく採餌状況についても確認すること。
- (8) ツミ等、事業実施区域及びその周辺に営巣している鳥類の重要な種についても、繁殖状況等の事後調査を実施し、事業の実施に伴う影響が見られる場合には、環境保全措置を検討すること。